

県外在住者が、本県でテレワークを試行する場合に補助します！

お試しテレワーク移住補助金について

概要

■対象者

- ア 山形県外に在住している者であること
- イ 山形県外で勤務若しくは事業を行っている者であること
- ウ お試しテレワーク移住を実施する全期間（4泊5日以上）にわたり、山形県内に滞在場所を確保している者であること
- エ 本県への移住志向を有する者であること

■補助対象期間

5日（4泊5日）以上の期間

■補助対象経費

<宿泊費・賃料・利用料>

- ・本県滞在に係る滞在施設の宿泊費・賃料等
- ・お試しテレワークのために利用するコワーキングスペース等の利用料
- ・お試しテレワークに要するインターネット利用料、光熱水費

<移動・交通費>

- ・居住地又は勤務地と山形県内の1回の往復に要する経費
- ・県内の移動に係る公共交通機関（タクシー含む）利用料
- ・レンタカー利用料（県内移動に限る）

<通信費>

- ・ポケットWi-Fiレンタル費用

■申請書類

- ・補助金交付申請書（規則の別途様式第1号）
- ・事業計画書（様式第1号）
- ・テレワーク実施計画書（様式第2号）
- ・経費内訳書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
（企業等の正規雇用者が申請する場合は、）
- ・勤務先企業等の概要が分かる資料（会社パンフレット等）
（フリーランス等が申請する場合は、）
- ・登記事項証明書、開業届出済証明書等
- ・申請者の現住所を証する書類の写し（住民票、運転免許証等）
※同行する世帯員がいる場合は住民票の謄本も必要

■申請書類

お試しテレワークを開始しようとする日の1週間前まで

■留意事項

- ・予算が上限に達した場合、終了します。
- ・申請にあたり諸条件がございます。ホームページよりご確認ください。
ホームページはこちらから



山形 お試しテレワーク



最大 **5万円** 補助します

【お問い合わせ先】

山形県くらすべ山形魅力発信課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL:023-630-3407 FAX:023-630-2130